

平成 29 年 5 月 12 日
土地・建設産業局建設業課**平成28年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び平成29年度の活動方針
～社会保険未加入対策のための立入検査を300件以上実施しました～**

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、平成28年度における推進本部の活動結果及び平成29年度における活動方針がまとまりました。

平成 28 年度の推進本部の活動状況及び平成 29 年度の活動方針における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた通報件数

	平成 28 年度	平成 27 年度
駆け込みホットラインへの通報	1,719 件	1,735 件

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	平成 28 年度	平成 27 年度
立入検査等の実施	839 件	759 件

・平成 28 年度の実施件数のうち、活動方針で掲げた社会保険未加入対策のための立入検査は 338 件行われた。

3. 監督処分・勧告の実施概要

	平成 28 年度	平成 27 年度	主な処分事由
許可取消	0 件	1 件	該当なし
営業停止	32 件	22 件	独占禁止法違反 32 件、無許可業者との下請契約 4 件、粗雑工事等による重大な瑕疵 2 件など
指 示	8 件	10 件	労働安全衛生法違反 6 件、無許可業者との下請契約 1 件など
勧 告	184 件	261 件	下請契約の締結について 63 件、下請代金の支払いについて 50 件、追加・変更契約について 43 件、施工体制台帳等について 23 件など

※ 1 件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

4. 平成29年度における主な活動方針

今年度の新たな取り組み：下請等中小企業の取引条件の改善に関する取組として、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加した建設業法令遵守ガイドラインの改訂を周知
詳細については、別添資料をご覧ください。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長 補佐 赤羽 (内線 24715) TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8362 (直通)
調査指導係長 一力 (内線 24785) FAX : (03) 5253-1553

平成29年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を遂げている。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

については、以下のとおり、平成29年度建設業法令遵守推進本部活動方針を示すので、各地方整備局等においては、本方針を踏まえつつ、適切な対応を図られたい。

I 今年度の新たな取組

下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組

下請代金の支払いに関して、平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通達の見直しが行われたことを受け、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したところであり、その周知徹底に努めること。

II 継続的な取組

1. 通報制度等の活用

(1) 「駆け込みホットライン」等の運用

地方整備局等に設置した法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

(2) 発注部局等との連携

平成27年4月1日以降に契約が締結された全ての国土交通省直轄工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を拡大実施していく運用が行われているので、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 立入検査の実施

(1) 対象業者の選定

立入検査を実施する場合の建設業者の選定に当たっては、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる通報や相談の内容、下請取引等実態調査の結果（特に不当なしわ寄せを受けたとする申告）及び各地方整備局等において問題と認識される事案に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる

建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めること。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがされているか等の状況について確認を行い、社会保険加入を推進するための周知徹底に努めること。

(3) 安全衛生経費の確保に関する調査の実施

平成26年11月から「安全衛生経費の確保に関する調査」を実施しているところであるが、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が平成29年3月に施行されており、安全衛生経費の確保は重要な取組であることから、引き続き適切に実施すること。

3. 建設業法令遵守ガイドライン等の周知・徹底

建設業法令遵守ガイドラインをはじめ、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について、立入検査、講習会、研修会等の機会を通じて、周知徹底に努めること。

4. 東日本大震災の被災地域における取組

平成24年11月から国土交通省、厚生労働省、警察庁、岩手県、宮城県、福島県が連携して実施している東日本大震災の被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組（復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、啓発活動）については、引き続き実施すること。

5. 消費税の円滑かつ適切な転嫁の周知

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたなか、建設業については、消費税の転嫁は概ね適切に図られているところであるが、零細企業のなかには、取引先との力関係から消費税の転嫁が図られにくい状況も見受けられるところである。

また、平成31年10月には、消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、指導に努めること。

6. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施に当たっては、当該事業を所管する建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、立入検査の円滑かつ適切な対応に努めること。

7. 建設業取引適正化推進月間

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努めること。特に、推進月間期間中は関係機関（都道府県と関係省庁等）との一層の連携強化に努めること。

8. 関係機関との連携

- ① 都道府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同に実施するなど、連携の強化に努めること。
- ② 業界団体等との意見交換の機会を設けて積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会を行うなど、連携の強化に努めること。
- ③ 警察部局との連携を密にし、協力して暴力団排除に努めること。

9. その他

上記項目を実施するため、地方整備局等においては、必要な執行体制を確保すること。